

山武市職員の給与等について

地方公務員の給与は、地方公務員法により、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間企業従業員の給与、その他の事情を考慮して決めることとなっています。

山武市職員の給与は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、市議会の審議を経て条例で定められています。

その内容について、市民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	54,139	22,706,892	766,565	3,804,373	16.8	16.7

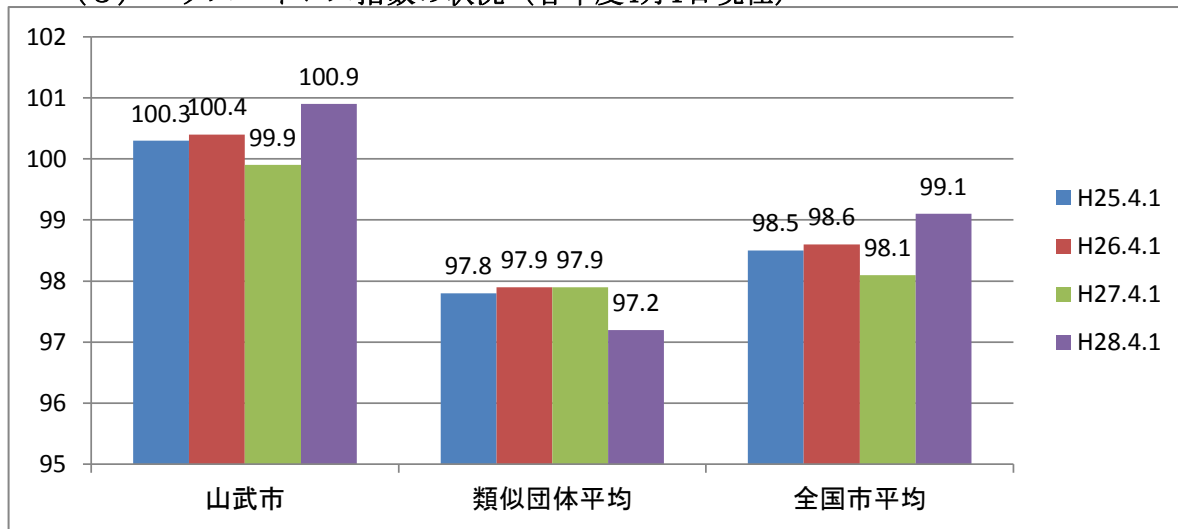
(注) 人件費とは、職員に支給された給与、職員手当、各種負担金の総額をいい、実質収支の額とは、団体の純剰余又は純損失の額を示すものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	417	1,609,563	229,683	610,779	2,450,025	5,875

(注) 職員数は、普通会計に属する一般行政職、技能労務職、保育士、幼稚園教諭等の総数であり、給与費とは、人件費のうち職員に支給される給料及び職員手当（退職手当を除く）をいいます。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年度4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	千葉県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	格差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
28年度	381,720	380,850	870	0.20	0.20	0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、千葉県人事委員会勧告において市民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	千葉県人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数B	格差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
28年度	4.28	4.20	0.08	0.10	4.30	4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

【平成27年4月1日実施】

行政職給料表については、国及び千葉県の見直し内容を踏まえ、行政職給料表1級の全号給及び2級の一部以外の号給を平均2.2%引き下げる改定を実施。高齢層の職員が在級している4級以上の高位号給は、平均を上回る引き下げを行った。ただし、激変緩和措置として、新給料表施行後、平成27年3月31日時点の給料を下回る職員に対して、平成30年3月31日までの時限措置として、下回った金額の差額を支給。

② 地域手当の見直し

【平成27年4月1日実施】

国の支給割合3%に対し、山武市においても3%を支給。新たに支給を開始することから、平成27年度の支給率は1%（給与改定に伴い2%）とし、段階的に支給割合を引き上げることとした。平成28年4月1日時点は3%を支給。医師に対する支給率は15%とし、従前の制度と変更なし。

区 分	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準における支給割合	0%	1%	2%	3%
山武市の支給割合	0%	1%	2%	3%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (各職種 平成28年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
山 武 市	42.8 歳	330,600 円	382,087 円	382,087 円
千 葉 県	41.9 歳	320,939 円	413,111 円	373,979 円
国	43.6 歳	331,816 円	— 円	410,984 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
山 武 市	57.2 歳	7 名	285,371 円	301,105 円	301,105 円	—	— 歳	— 円	—
用務員	— 歳	1 名	— 円	— 円	— 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	—
その他	57.3 歳	6 名	288,500 円	304,828 円	304,828 円	—	— 歳	— 円	—
千 葉 県	52.9 歳	497 名	322,693 円	388,595 円	366,954 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.4 歳	2,876 名	287,447 円	— 円	329,358 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
山 武 市	— 円	— 円	—
用務員	— 円	2,732,900 円	—
その他	4,656,911 円	— 円	—

(注) ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成25年～27年の3カ年平均）。
 ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではありません。
 ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
 ※ 用務員は1名のみであることから、給料等の記載は省略します。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分	山武市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	183,300 円	総合職 181,200 円
			一般職 176,200 円
	高校卒	149,000 円	144,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成28年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	256,066 円	303,150 円	350,160 円
	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円

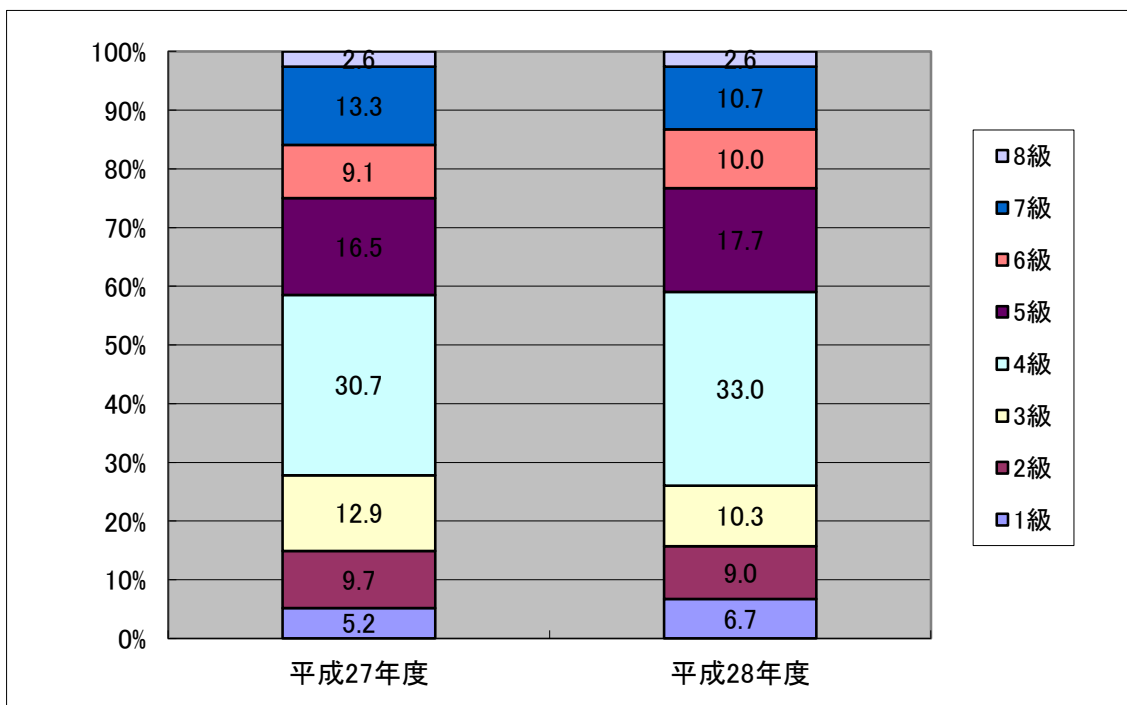
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長、会計管理者、議会事務局長、次長、参事の職務	8 人	2.7 %	407,300 円	467,800 円
7級	課長、事務局長、所長、室長、主幹の職務	32 人	10.6 %	361,800 円	444,100 円
6級	補佐、副主幹の職務	30 人	10.0 %	317,700 円	409,400 円
5級	係長、主査の職務	53 人	17.7 %	287,100 円	392,200 円
4級	主査補、主任技師の職務	99 人	33.0 %	261,100 円	381,800 円
3級	主任主事、主任技師の職務	31 人	10.3 %	227,900 円	349,200 円
2級	主事、技師の職務	27 人	9.0 %	191,700 円	303,400 円
1級	主事補、技師補の職務	20 人	6.7 %	141,600 円	246,600 円

(注) 1 山武市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。ただし、技能労務職、幼稚園教諭、保育士等は除く。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにける運用	山武市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

山武市	千葉県	国
1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,536 千円	1人当たり平均支給額（平成27年度） — 千円	1人当たり平均支給額（平成27年度） — 千円
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	山武市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

山武市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2%～20%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）		
1人当たり平均支給額	2,835 千円	22,485 千円			

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）	36,944,499 円		
支給職員1人当たり平均支給年額	82,099 円		
支給対象地域	支給率	対象職種	支給対象職員数
山武市内	3 %	行政職給料表適用職員	446 人
	15 %	医療職給料表適用職員	0 人

(4) 特殊勤務手当

区分	全職種			
支給実績	1,183 千円			
支給職員1人当たり平均支給額（平成27年度決算）	51,434 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）	0.5 %			
手当の種類（手当数）	下記のとおり（6）			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	支給単価
徴収業務手当	収税課職員	税、債権の徴収業務	651 千円	月額3,500円
生活保護業務手当	社会福祉課保護係職員	生活保護に関する業務	224 千円	月額3,500円
研究手当	医師	診療に関する研究	支給なし	月額30,000円

診療手当	医師	患者の診療、手術に関する業務	支給なし	日額1,100円
時間外診療手当	医師	受付時間外の診療に関する業務	支給なし	1回3,500円
看護手当	国保日向診療所看護師	診療所における看護、介護に関する業務	305 千円	日額700円

(5) 時間外勤務手当

平成27年度決算	支給実績	77,354 千円
	職員1人当たり平均支給年額	231 千円
平成26年度決算	支給実績	79,746 千円
	職員1人当たり平均支給年額	239 千円

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度とことなる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給額 (平成27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者なし1人目 11,000円 (16~22歳までの子について 5,000円の加算措置あり)	同じ		37,451 千円	206,908 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受けている職員に支給 23,000円以下の場合 家賃から12,000円を 控除した額 23,000円を超える場合 家賃の2分の1に11,000円 を加算した額 (上限27,000円)	同じ		10,259 千円	310,863 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に対し支給。 徒歩通勤者には支給なし 公共交通機関利用者は、定期代を支給	異なる	自家用車等の通勤者に対し、手当額を4kmごとに設定しているが、2kmごとに設定して支給している	36,890 千円	93,627 円
管理職手当	職員を管理、監督する地位にある職員に支給 部長級 73,000円 次長級 62,000円 課長級 53,000円 主幹 42,000円 補佐、園長 34,000円 副主幹 24,000円 副園長 21,000円	異なる	名称「俸給の特別調整額」 支給対象職員及び支給額	47,671 千円	496,569 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時、緊急又は公務の運営の必要により、週休日、休日等に勤務したときに支給 8級職員 12,000円 7級職員 10,000円 6級職員 8,000円	異なる	4時間未満の短時間勤務は、手当額の2分の1を支給	290 千円	10,357 円
初任給調整手当	山武市国保日向診療所の医師に支給	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	休日等に来庁者の受付及び庁舎の保全等を行う者に支給 勤務1回につき4,200円支給	同じ		1,034 千円	4,200 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

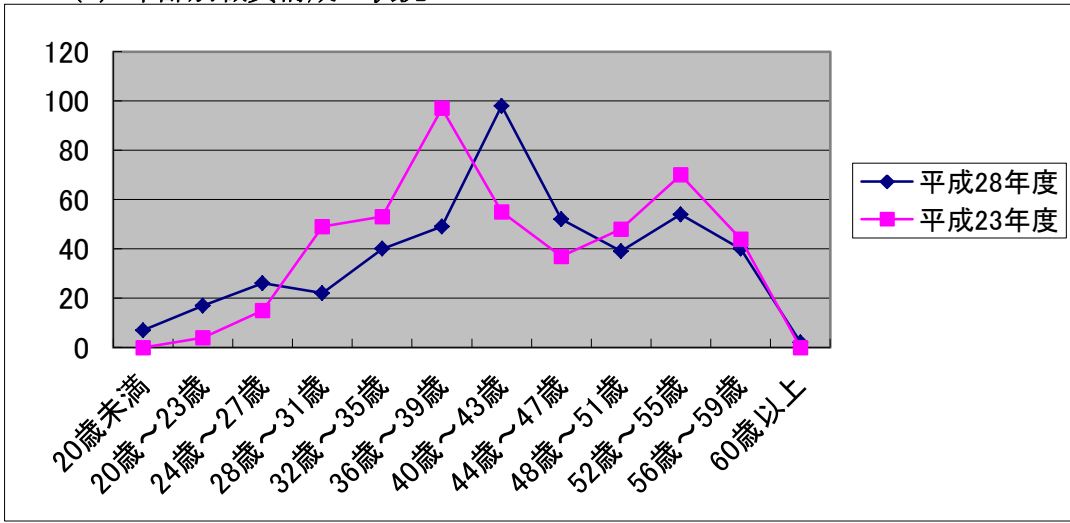
区分		給料月額等	
		(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	市長	800,000 円	1,000,000円/560,000円
	副市長	690,000 円	802,000円/564,000円
報酬	議長	400,000 円	575,000円/341,000円
	副議長	330,000 円	515,000円/285,100円
	議員	300,000 円	490,000円/268,200円
期末手当	市長 副市長	(平成27年度支給割合) 4.2月分	
	議長 副議長 議員	(平成27年度支給割合) 4.2月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	800,000円 × 在職月数 × 0.35	任期毎
	副市長	690,000円 × 在職月数 × 0.25	任期毎
	備考		

(1) 部門別職員数と主な増減理由

区分		平成27年度 当初職員数	平成28年度 当初職員数	増減	主な増減理由
普通 会 計 部 門	議会	5 人	5 人	0 人	
	総務	111 人	109 人	▲2 人	欠員、退職者不補充
	税務	32 人	31 人	▲1 人	収税業務の合理化
	農水	21 人	21 人	0 人	
	商工	8 人	5 人	▲3 人	商工業務の欠員不補充及び調整
	土木	29 人	27 人	▲2 人	都市整備業務の合理化及び調整
	民生	99 人	100 人	1 人	こども園事務の充実
	衛生	34 人	339 人	▲1 人	健康医療事務の合理化
	小計	339 人	331 人	▲8 人	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 61.14 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 59.93 人)
	教育部門	78 人	75 人	▲3 人	退職者不補充
小計	417 人	406 人	▲11 人	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 74.99 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 80.38 人)	
公営企業等会計部門	40 人	40 人	0 人		
合計	457 人	446 人	▲11 人	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 82.38 人	

(注) 公営企業等会計部門は、水道企業会計、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計に属する職員をいいます。

(2) 年齢別職員構成の状況



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	7人	17人	26人	22人	40人	49人	98人	52人	39人	54人	40人	2人	446人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	341	334	333	339	331	▲10人
教育	94	94	91	78	75	▲19人
消防	0	0	0	0	0	0人
普通会計	435	428	424	417	406	▲29人
公営企業等会計	39	41	40	40	40	1人
総合計	474	469	464	457	446	▲28人